

第六管区海上保安本部公示第44号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年8月23日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 中国地方整備局 宇野港湾事務所

住 所 岡山県玉野市築港1-1-3

名 称 第六管区海上保安本部

住 所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 水島港西部（付図のとおり）

期 間 令和3年 9月13日から

令和3年10月15日までのうち 1日

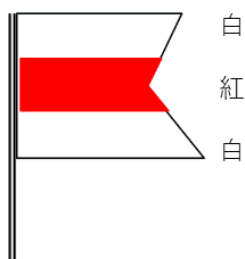
3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機及び単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる

(2) 六管区水路通報第33号（令和3年8月27日発行）により周知





水島港

測量区域

海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan

1km
0.4nm